

NEW TOPICS

◆「請負契約のフリーランス」を独禁法で保護へ◆

企業などから個人で直接仕事を請け負って働く「フリーランス」とよばれる人たちが、契約で不当な制限を受けた場合、独占禁止法(独禁法)で保護されることになりました。フリーランスが増えていることを受け、実態調査を行ってきた公正取引委員会(公取委)の有識者会議が見解をまとめ、明らかになったものです。

どういったケースが違反にあたるかを近日中に公表し、各業界に自主的な改善を促す方針ですが、悪質なケースが見つければ摘発も検討しているようです。以下、ポイントをまとめました。

◇「法律の空白地帯」が発生

企業と雇用契約を結ばずにフリーランスとして働く人は、現在 1,000 万人以上いるとされています。システムエンジニアやプログラマーといった職種のほか、プロスポーツ選手や芸能人も含まれ、近年はインターネットを通じて不特定多数の個人に仕事を発注する企業も増えているようです。

ただ、こうした働き方は労働基準法などの対象となるのか、事業者の適切な取引環境を守る独禁法の対象となるのか、非常にあいまいだったため、企業側から不当な要求を受けても対抗できない「法律の空白地帯」になっていました。

◇不当な報酬や移籍制限、囲い込みなどを規制

公取委は、昨年からのフリーランスの労働環境の実態調査をすすめ、有識者による検討会を重ねてきました。今回まとめた見解では、企業側からフリーランスになされる不当な要求は独禁法の対象となりうると認定。「企業側が報酬や仕事内容などの約束を守らない」「補償費も払わずに他社と仕事をさせない」等を求めた場合は独禁法が禁じる「優越的地位の乱用」などにあたるおそれがあるとなりました。

また、プロスポーツ選手の不当な移籍制限や、芸能事務所による芸能人の囲い込みなども独禁法違反にあたるおそれがあるとしています。

◇クラウドソーシングの急増に対応

公取委が、フリーランスへの不当な要求を独禁法の対象と認めるのは、「雇用関係ではない働き方」を守る必要性が高まっているとの判断からです。仕事の発注側がウェブサイトなどで仕事をしたい人を募集するクラウドソーシングの出現は、こうした働き方を広げる一方、報酬の支払いが遅れたり、仕事内容が一方的に変更されたりするトラブルの急増にもつながっているのです。

公取委の方針にはこうした現状を是正するねらいがあり、見解をまとめることにより、人材の活用を活性化させ、消費者サービスの向上につながる事が期待されています。

3月の社会保険と労務

◇平成 30 年度の協会けんぽ(全国健康保険協会)の保険料率が決定しました。3 月分(4 月納付分)から以下の通り変更となります。社会保険料 **当月引き** の企業は、**3 月支給給与から新保険料率を適用**してください。(健康保険料率は都道府県ごとに異なります。)

【健康保険料率】一部抜粋

◇東京(引き下げ)

現 9.91% → **新 9.90%**(労使折半・各 **4.95%**)

◇北海道(引き上げ)

現 10.22% → **新 10.25%**(労使折半・各 **5.125%**)

◇埼玉(引き下げ)

現 9.87% → **新 9.85%**(労使折半・各 **4.925%**)

◇神奈川(据え置き)

現 **9.93%**(労使折半・各 **4.965%**)

◇熊本(引き下げ)

現 10.14% → **新 10.13%**(労使折半・各 **5.065%**)

【介護保険料率】※引き下げ(全国一律)

現 1.65% → **新 1.57%**(労使折半・各 **0.785%**)

なお、健康保険組合の保険料率につきましては、各組合からの案内等をご確認ください。

◇時間外・休日労働に関する協定届(36 協定)について、昨年 4 月から今年 3 月までの 1 年間で協定している事業所は、必ず 3 月中に次年度の 36 協定を締結し、管轄労働基準監督署に届け出てください。

◇所得税の確定申告の申告期限は 3 月 15 日(木)です。前年中の医療費が家族単位で 10 万円を超えた場合等、税金の還付を受けることもありますので、対象者の方は忘れずに申告しましょう。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

労働保険年度更新についてのお願い

労働保険手続きをご契約頂いているお客様におかれましては、大変お手数ですが、平成 30 年 3 月支給の給与が確定次第、お早めに平成 29 年度 1 年分(平成 29 年 4 月支給給与から平成 30 年 3 月支給給与)の賃金データをお送りくださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

編集後記

感動の冬季オリンピックが終わりました。まだまだ寒い日が続いていますが、厳しい受験シーズンもほぼ終わり、春が近づいてきたような気もします。我が家の「保活」も吉報が届いて無事終了し、4 月から新生活へ向けて着々と準備中です。(田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-9-4 O D A ビル 7 階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>